

感染症の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

< 感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（PAZ） >

		避難元	避難等の実施	避難先	手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底
施設敷地緊急事態要避難者	感染者（重症者）			感染症指定医療機関等で治療	
	避難の実施により健康リスクが高まる者	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ○ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。	○ それ以外の者とは、別々の車両で避難。	○ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
	感染者（軽症者等） ²	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ○ 感染者（軽症者等）とは別の施設で屋内退避。	○ 感染者（軽症者等）とは、別々の車両で避難。	○ 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
	それ以外の者 ³				
一般住民	感染者（軽症者等）	自宅等で避難準備 ○ 指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の場所を分ける。 ・ 施設内の別部屋に分かれて集合する。 	バス避難者等の一時集結所等 ○ 密集を避け、極力分散して集合。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時集結所等の場所を分ける。 ・ 集合時間帯を分ける。 ・ 一時集結所等の中で別れて集合する。 	避難車両 ○ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・ マスクを着用し、座席を十分離して着席する。 	避難所等 ○ 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。
	それ以外の者				
	感染者（軽症者等）			避難車両 ○ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・ マスクの着用、座席を十分離して着席する。 ・ 施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民の感染者（軽症者等）同士、又は施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民のそれ以外の者同士で、SEの段階で避難する。 	○ 避難先施設では、密集を避ける。
	それ以外の者			避難車両 ○ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	○ 避難先施設では、密集を避ける。

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

5 . PAZ内の全面緊急事態 における対応

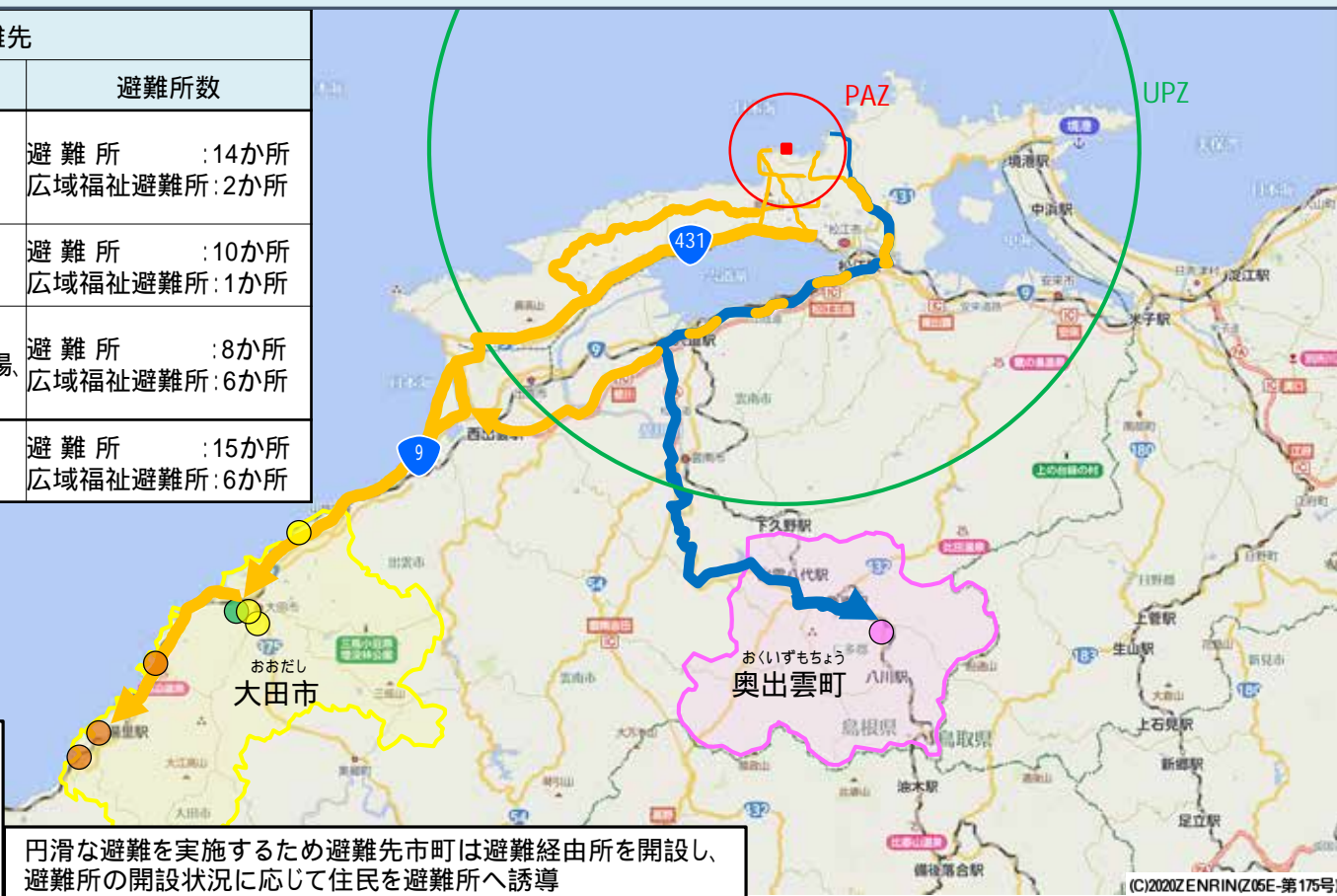
<対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

PAZ内の住民の避難先及び住民数

- 施設敷地緊急事態で避難先へ避難した者及び安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避を実施している者を除くPAZ内の全住民は全面緊急事態で避難先への避難を実施。
- 松江市の3地区(鹿島地区、生馬地区、古江地区)の住民の避難については、自家用車で避難する住民は、自家用車により大田市内の避難経路所を經由し、避難先に避難。島根地区については奥出雲町内の避難経路所を經由し、避難先に避難。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したバスにて、避難経路所を經由し、避難先へ避難。
- 各地区の避難先については、平時から避難計画に関する住民説明会やパンフレットの配布、訓練等を通じて住民に周知。

避難元	避難先	
	避難経路所	避難所数
鹿島地区 (6,223人)	大田高校、 第一中学校、 朝波小学校	避難所 : 14か所 広域福祉避難所 : 2か所
生馬地区(一部) (1,046人)	ながひさ 長久小学校	避難所 : 10か所 広域福祉避難所 : 1か所
古江地区(一部) (1,250人)	旧温泉津中学校、 温泉津地区運動場、 湯里地区体育館	避難所 : 8か所 広域福祉避難所 : 6か所
島根地区(一部) (968人)	奥出雲町 横田公園	避難所 : 15か所 広域福祉避難所 : 6か所
PAZ内住民数 合計 9,487人		



施設敷地緊急事態で避難先へ避難した者及び安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避を実施している者も含む

- (凡例) 避難経路所
- 大田市避難経路所(鹿島地区)
 - 大田市避難経路所(生馬地区)
 - 大田市避難経路所(古江地区)
 - 奥出雲町避難経路所(島根地区)
- 円滑な避難を実施するため避難先市町は避難経路所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導

〇 宍道湖・大橋川で南北に分断される地形となっている松江市内中心部での渋滞を回避するため、松江市橋北エリアの避難経路について、以下をポイントに設定。

道路規格が高く、地震による被害を受けにくい幹線道路を中心とすること。
交通信号機の多いエリアはできるだけ通行させない避難ルートとすること。

市中心部の4橋(松江大橋、新大橋、宍道湖大橋、くにびき大橋)を極力通らないこと。

〇 自然災害等によりあらかじめ定めた避難経路が使用できない場合は、島根県及び松江市は、被災状況を踏まえ、道路管理者等の協力を得ながら避難経路の再調整を行い、迂回路や代替経路の設定などを実施。

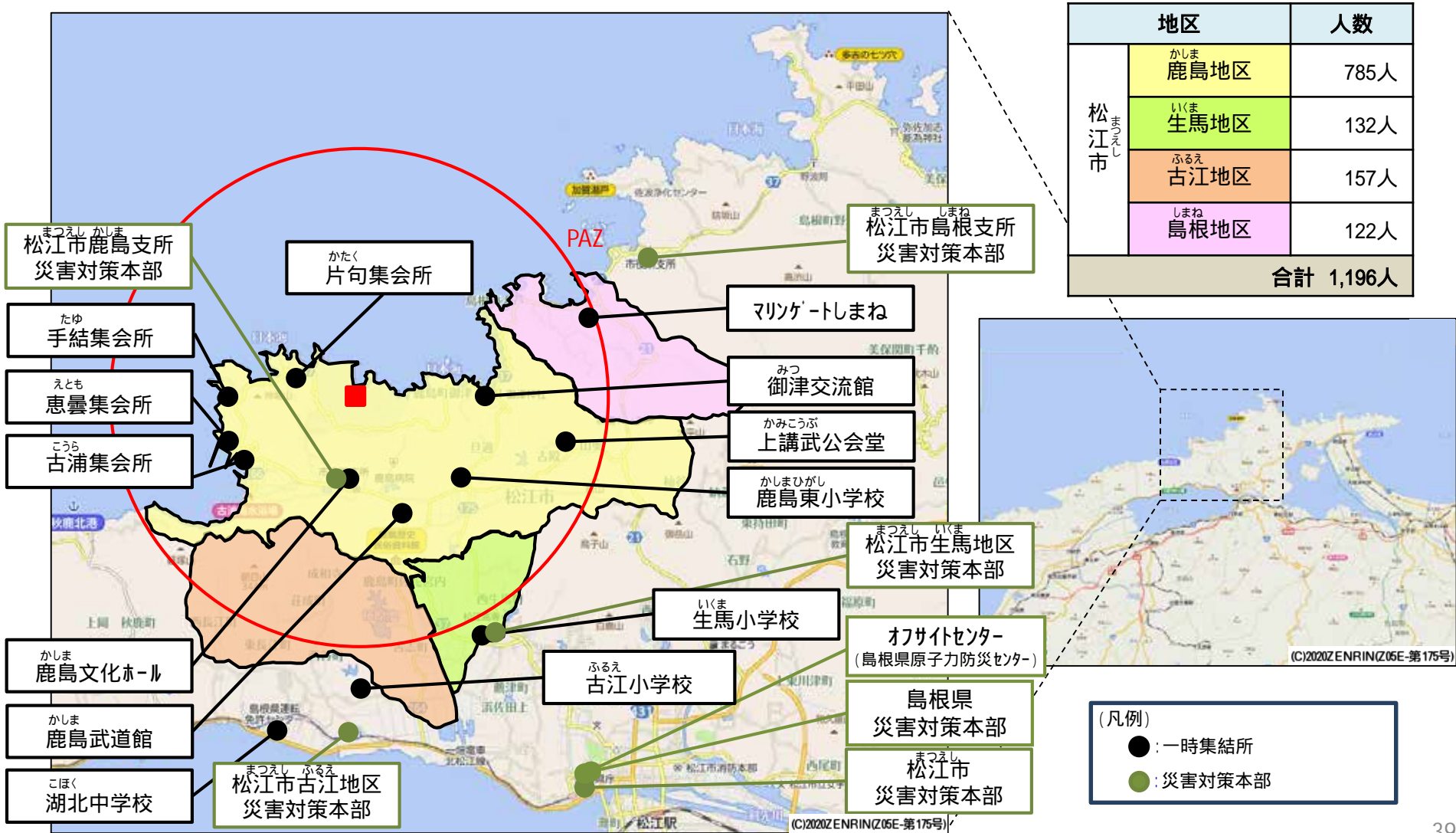
〇 県警察においては、避難経路の設定を踏まえて、交通誘導対策を実施。



上記の迂回路や代替経路の設定について、令和元年度原子力総合防災訓練では、鹿島地区の一部・生馬地区・古江地区の主要な避難経路である宍道湖北部の経路(国道431号等)がいずれも通行できないものとして、宍道湖大橋を用いて宍道湖南部の経路(山陰自動車道等)へ迂回する代替経路を設定。また島根地区の主要な避難経路である国道314号も一部通行できないものとして、迂回路を設定。

PAZ内における自家用車で避難できない住民の数

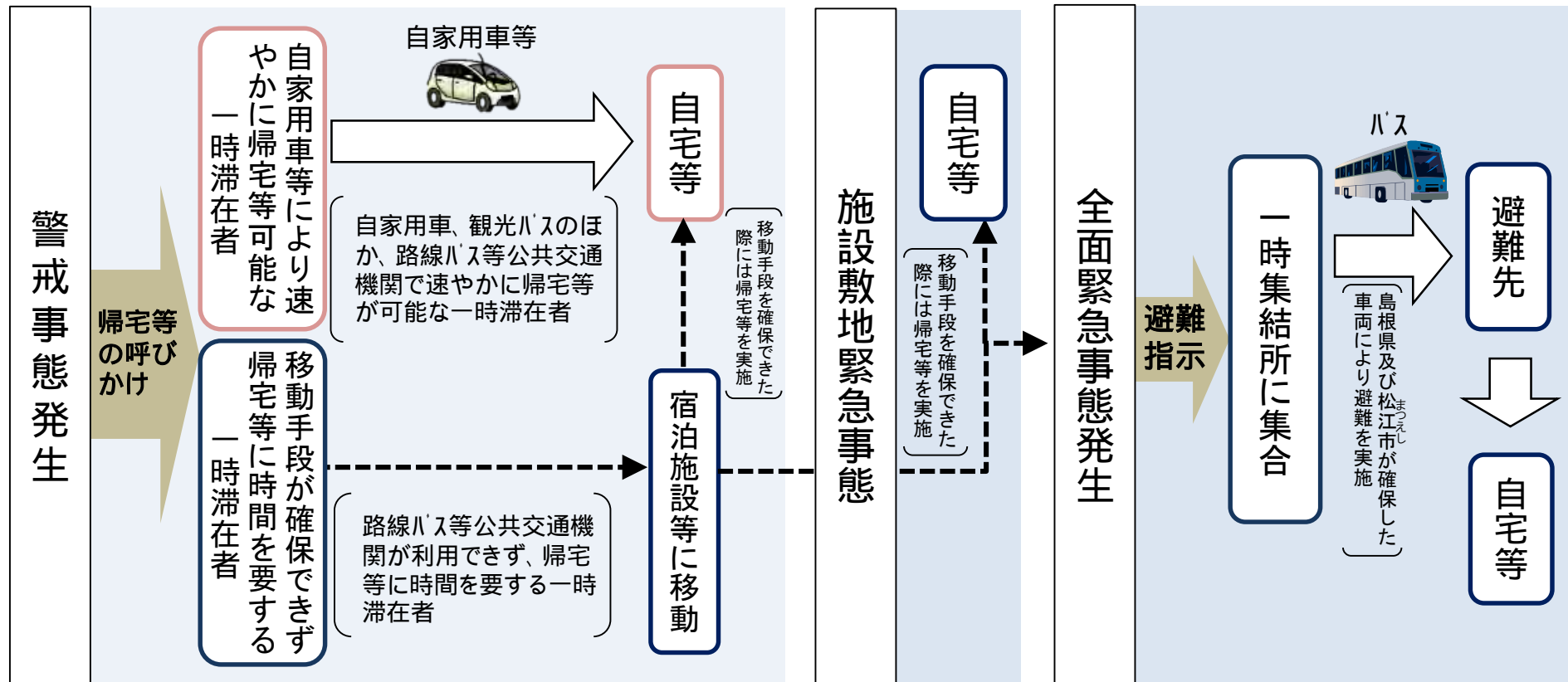
- PAZ内の松江市4地区(鹿島、生馬、古江、島根)を対象とした個別訪問調査の結果、自家用車で避難できない住民は、合計1,196人。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各一時集結所に集合し、バスで避難先に避難。



PAZ内の観光客等一時滞在者の避難

- 島根県及び松江市は観光客等一時滞在者については、警戒事態(地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合)において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態(地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合)の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、全面緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集結所に集まり、島根県及び松江市が確保した車両により避難を実施。

< 観光客等一時滞在者の避難の流れ >



○ PAZ内の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は2,746人、民間企業は371社(約4,000人)存在。
 ○ なお、民間企業の従業員の避難方法については、各事業所単位で周知(全面緊急事態で、自家用車等により帰宅)。

< PAZ内の観光施設の状況 >

地区名	観光地・施設名	観光客入込客延べ数(人)	
		夏季(8月)	冬季(1月)
鹿島地区	朝日山 <small>あさひやま</small>	1,500	200
	佐太神社 <small>さだ</small>	2,200	62,000
	島根原子力館 <small>しまね</small>	8,323	3,213
	恵曇海岸 <small>えとち</small>	1,800	700
	古浦海水浴場 <small>こうら</small>	2,256	0
	鹿島多久の湯 <small>かしま たく</small>	15,748	18,868
島根地区	マリンゲートしまね <small>しまね</small>	454	140
月合計		32,281	85,121
一日当たり平均		1,041	2,746

[入場見込み人数(冬季)] 約2,746人

「令和元年島根県観光動態調査」から推計

< PAZ内の民間企業の状況 >

地区名	事業所数	従業員数(人)
鹿島地区	260	3,011
生馬地区	24	302
古江地区	48	443
島根地区	39	310
合計	371	4,066

従業員については、通勤に使用する自家用車またはバスにより避難

出典:平成28年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計 (総務省統計局)

古江地区の一部区域がPAZとUPZにまたがっているため、当該区域のUPZ内の数値を含んでいる。

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民及び観光施設から避難する一時滞在者は、合計1,883人分、バス60台。
- 全面緊急事態発生時には、島根県内のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、島根県旅客自動車協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

< 全面緊急事態で必要となる輸送能力 >

	想定対象人数 ¹	必要車両台数	備考
		バス ²	
バスにより避難する住民	1,196人	40台	
観光客等の一時滞在者	687人	20台	観光客2,746人の75%程度が自家用車や貸切バス等で訪問していること(「令和元年島根県観光動態調査結果」から推計)を踏まえ、残りの25%程度を想定対象人数として算入
合計	1,883人	60台	

1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
2 バス1台当たり35人程度の乗車を想定

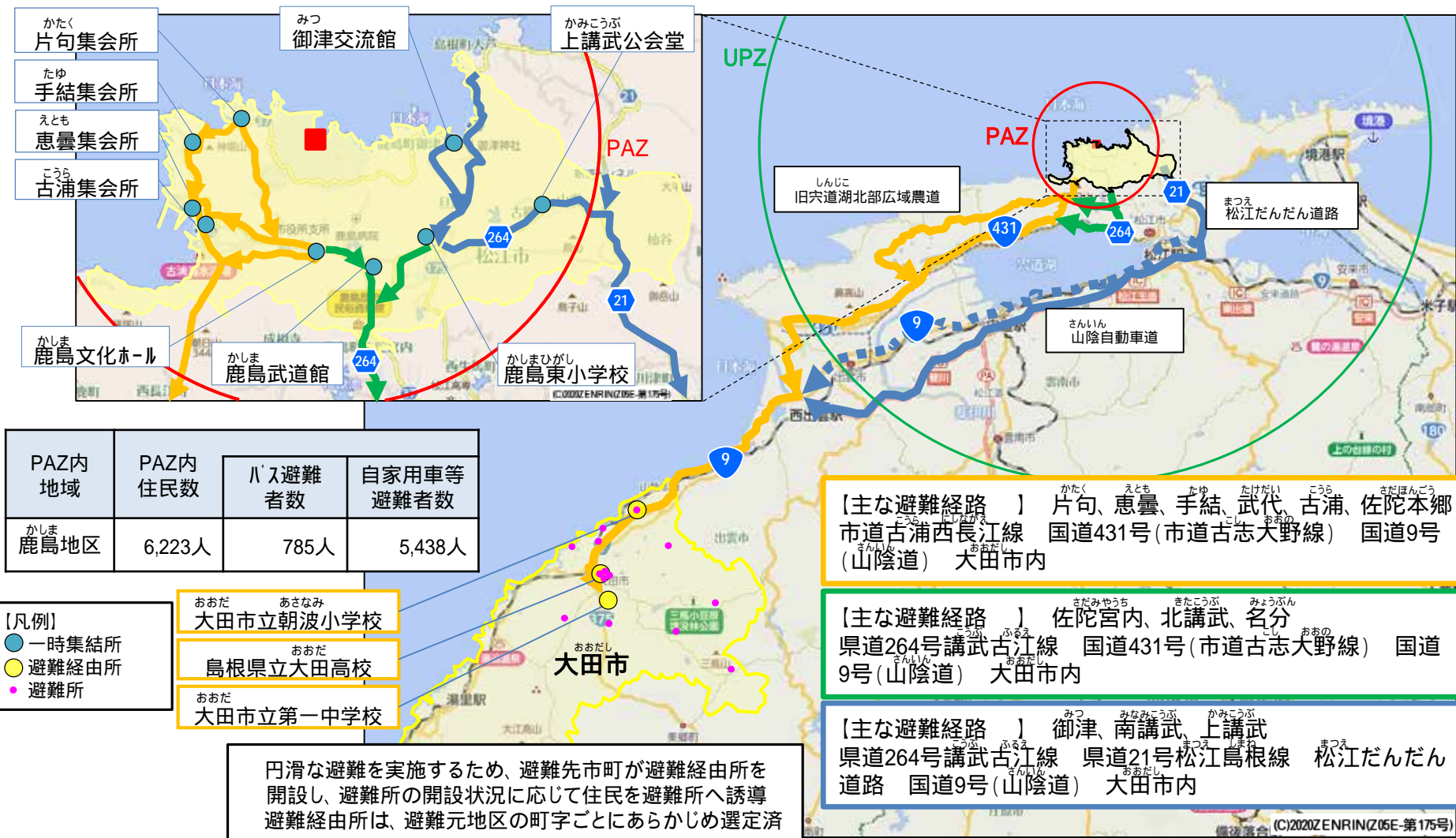
< 全面緊急事態での輸送能力の確保 >

	必要車両台数、確保車両台数		備考
	バス		
(A) 必要車両台数	60台		
(B) 確保車両台数	60台以上		
確保先	島根県内バス会社	60台以上	保有台数681台

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

松江市鹿島地区から避難先施設までの主な経路

- 住民6,223人を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したバスにて避難を実施。



松江市生馬地区から避難先施設までの主な経路

- 住民1,046人を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江^{まつえし}市が確保したバスにて避難を実施。

